

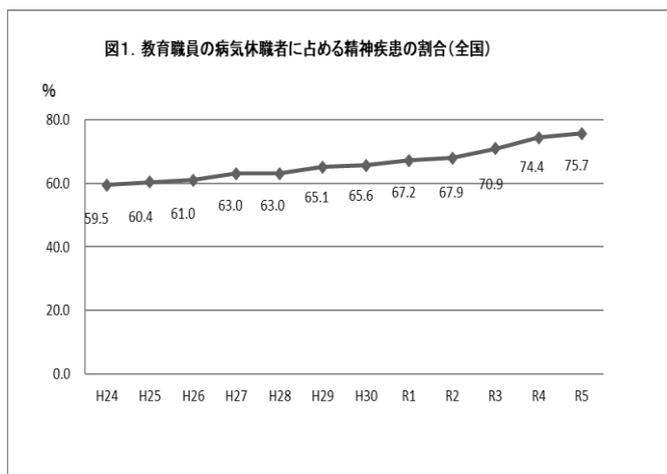
7 教職員のメンタルヘルス

メンタルヘルスとは、「こころの健康」のことである。業務の困難化や多忙化等でストレスを感じる事が多い中で、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要である。

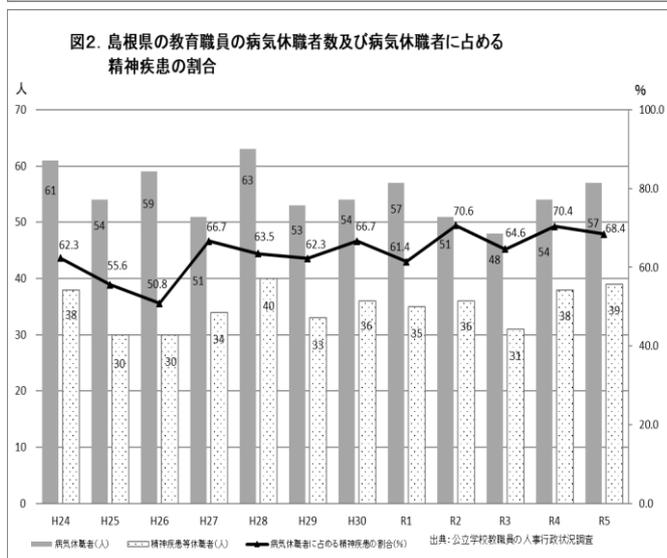
教職員一人一人がストレスや心の健康について理解し対処するとともに、組織として取り組む必要がある。

1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題

公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）によると図1のとおり教育職員の病気休職者に占める精神疾患割合は増加し、令和5年度は過去最多である。島根県においても、図2



のとおり病気休職者の約半数以上を占めており、メンタルヘルス対策は重要な課題である。労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、自身のストレスへの気づきを促し、職場環境改善につなげることにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度が創設された。制度の実施に取り組み、一次予防の充実を図る必要がある。



2 予防的取組

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成27年11月30日、労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第6号）によれば、メンタルヘルスケアの基本的な考え方について、『ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という。）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処すること（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。』としている。メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」及びメンタル不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者に職場復帰の支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があり、島根県教育委員会では、指針に示された4つのケアについて次のように推進している。

①セルフケア

ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア（管理監督者も含む）

【内容】

- ・ストレスへの気づき
- ・ストレスへの対処
- ・自発的な相談

メンタルヘルス研修会

【対象】全教職員対象研修（常勤講師等を含む）

【実施内容】セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

心とからだの健康相談等の利用

各所属における職員研修

【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

厚生労働省 HP「こころの耳」

（5分でできる職場のストレスチェック）等

公立学校共済組合本部 HP

「心のセルフチェックシステム（ストレスチェック）」

ストレスチェック制度の実施（H28年度～）年1回程度

②ラインによるケア

管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

【内容】

- ・職場環境等の把握と改善
- ・部下からの相談対応

メンタルヘルスマネジメント研修

【対象】各所属で管理監督の立場にある者

【実施内容】ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習

【事業者が取り組むこと】

- ・ラインによるケアに関する教育研修・情報提供
- （相談対応・職場復帰への支援等含む）

- ・職場復帰支援プログラム利用者への受け入れ体制の整備、利用者への支援

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

③事業場内産業保健スタッフ等によるケア

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア

【内容】

- ・教職員及び管理監督者への支援
- ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談

心とからだの健康相談

① 専門カウンセラー（精神科医）による相談

【実施内容】1回/月、県内3カ所で開催（松江・出雲・浜田）

② 保健師による相談 随時の対応（来所・電話・E-mail等）

③ 臨床心理士等による巡回相談（対象：県立学校）

④ 教育庁等職員のための臨床心理士等による相談（R7年度～）

【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

職場復帰支援プログラム利用者への支援、関係機関との調整等

衛生管理者等研修会の開催

長時間労働者の医師による面接指導

保健師による県立学校訪問

④事業場外資源を利用したケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

【公立学校共済組合事業】

- ・教職員電話健康相談 24/・電話・面談メンタルヘルス相談/・介護電話相談/・女性医師電話相談
- ・Web相談（こころの相談）/・心のセルフチェックシステム/・LINEを使ったメンタルヘルス相談
- ・メンタルヘルス相談/・こころの悩みホットライン/・セカンドオピニオン外来（公立学校共済組合中国中央病院）

3 復職支援

島根県教育委員会では「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」（平成17年3月）を作成し、管理監督者の役割を示すとともに、心の病気により長期に療養していた教育職員が円滑に職場復帰できるよう職場復帰支援プログラム事業を実施している。

なお、市町村立小中学校、義務教育学校については、市町村教育委員会が実施の決定をし、県教育委員会へ依頼して行う。

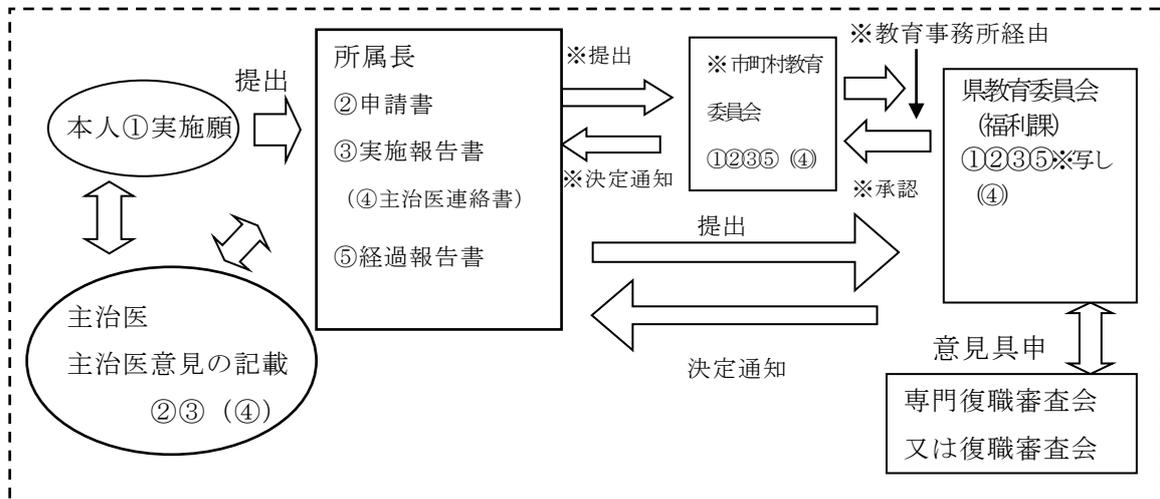
<職場復帰支援プログラムの実施と職場復帰までの流れ>

病気休暇・休職中

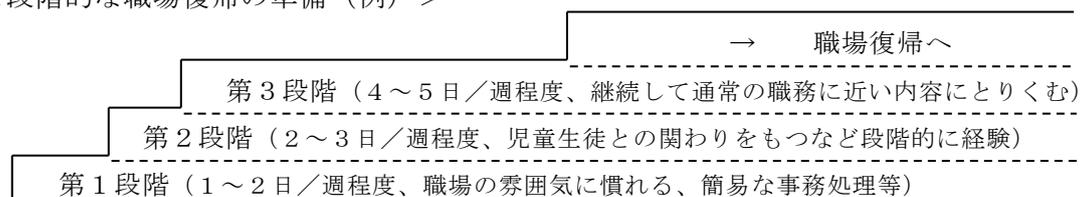
- 1 所属長は、支援プログラムの概要について、本人、家族へ説明
- 2 主治医による職場復帰の可能の判断と本人の希望確認
- 3 支援プログラムの実施

<手続きの流れ> ※の部分は市町村立小中学校、義務教育学校教職員の場合のみ

() は必要時のみ



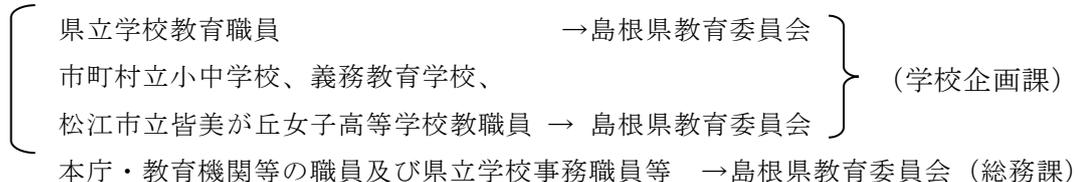
<段階的な職場復帰の準備 (例) >



4 職場復帰の可否の判定 専門復職審査会又は復職審査会

5 最終的な職場復帰の可否に係る決定

分限処分所轄庁



職 場 復 帰